

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 向原橋床版取替工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	特記仕様書 25-12-3 (1) 夜間巡回に記載の内容より、昼夜連続規制の単価項目には各単価項目毎に連続規制日数分の夜間巡回の交通監視員 2 人の費用を含むと考えるのでしょうか。	昼夜連続規制の単価項目には各単価項目毎に連続規制日数分の夜間巡回の交通監視員 2 人の費用を含みます。
2	特記仕様書 25-21-2 に記載の内容より、木戸橋、泉橋の床版撤去工の単価項目には「仮縦桁・横桁の製作・設置を含む」となっておりますが、これに関連する近接調査計測、塗膜剥離、芯出し調整、鋼桁孔明け、本締め、ピンテール仕上げ、無収縮モルタルもこの単価項目（金抜設計書番号 86、89）に含まれていると考えるのでしょうか。	近接調査計測、塗膜剥離、芯出し調整、鋼桁孔明け、本締め、ピンテール仕上げ、無収縮モルタルは木戸橋、泉橋の床版撤去工の単価項目に含まれます。
3	特記仕様書 25-21-2 に記載の内容より、木戸橋、泉橋の床版撤去工の単価項目には「仮縦桁・横桁の製作・設置を含む」となっておりますが、設計図木戸橋 115/115 などではこの仮縦桁・横桁は最終撤去するフローとなっております。仮縦桁・横桁の撤去および高力ボルト撤去、高力ボルト撤去部の化粧ボルトについては実施する場合は別途設計変更協議と考えるのでしょうか。もしくは床版撤去工の単価項目（金抜設計書番号 86、89）に含まれているのでしょうか。	仮縦桁・横桁の撤去については詳細設計にて検討します。 また、詳細設計により撤去することとなった場合は、仮縦桁・横桁の撤去および高力ボルト撤去、高力ボルト撤去部の化粧ボルトを設置する際は別途設計変更協議となります。
4	特記仕様書 14-1 発生する残存物件と引渡し方法について、この中に仮設横桁および仮設縦桁が記載されておきませんが、仮設横桁および仮設縦桁を最終撤去する場合の処分方法をご教示下さい。	詳細設計により仮設横桁および仮設縦桁を撤去することとなった場合は、本工事にて売却処分を想定しています。
5	特記仕様書 25-21-3 (9) に記載の内容より、床版撤去工の各単価項目には伸縮装置、排水ます、橋名板、橋歴板の撤去も含むと考えるのでしょうか。	伸縮装置、排水ます、橋名板、橋歴板の撤去は床版撤去工の各単価項目に含まれます。

6	特記仕様書 25-21-4 に記載の内容より「建設汚泥の運搬・処理」については当初契約には含まれず、実態に合わせて別途設計変更協議と考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書 25-21-4 に記載のとおり建設汚泥の処分費については監督員と受注者とで別途協議し定めるものとします。
7	特記仕様書 25-21-6 に記載の「新設伸縮装置設置のために行う上部工の一部撤去」について、具体的な内容をご教示下さい。	新設伸縮装置を設置するため、鋼橋床版取替時に R C 中空床版橋の一部を撤去するものです。
8	特記仕様書 25-24-2 に記載の内容より、床版端部ブラケット工には本締め工も含むとなっておりますが、この単価項目にはピンテール仕上げ工も計上されていると考えてよろしいでしょうか。	ピンテール仕上げ工は床版端部ブラケット工に含まれます。
9	特記仕様書 25-24 床版端部ブラケット工について、近接調査計測の記載がありませんが、この単価項目には近接調査計測工も計上されていると考えてよろしいでしょうか。	床版端部ブラケット工に必要な費用の計上を願います。
1 0	発注時点では既設塗膜には有害物質は含まれていない想定であると考えてよろしいでしょうか。また、既設塗膜の成分調査が必要となった場合には別途設計変更協議と考えてよろしいでしょうか。	既存塗膜に有害物質は含まれていない想定です。 また、監督員と協議し既存塗膜成分調査が必要となった場合は監督員と受注者で協議し定めるものとします。
1 1	金抜設計書番号 90 撤去工排水装置排水管 A について、排水管支持金具用の桁付ピースは残置と考えてよろしいでしょうか。また、桁付ピースの切断撤去が必要となった場合には別途設計変更協議と考えてよろしいでしょうか。	排水管支持金具用の桁付ピースは撤去します。撤去に関する費用は撤去工 排水装置排水管 A に含まれます。